

令和8年度 豊中市定期狂犬病予防注射に関するQ&A

本事業について

Q1 豊中市定期狂犬病予防注射（以下「定期予防注射」という）とはどのような事業ですか。

A1 狂犬病予防法により飼い主に義務付けられている、年に1回の狂犬病予防注射の機会を、市として設けるものです。令和8年4月1日から6月30日までの期間、豊中市に飼い犬登録をしている犬が、定期予防注射協力動物病院（※）で狂犬病予防注射を受ける場合、3,500円（注射料金2,950円+注射済票交付手数料550円）で受けることができます。豊中市に飼い犬登録されている犬の飼い主には3月に案内はがきを送付します。

（※）定期予防注射協力動物病院（以下「協力動物病院」という）

大阪府獣医師会に所属する動物病院のうち、豊中市内において動物病院を開設し、本事業に基づく狂犬病予防注射の接種に協力する動物病院

Q2 従来の集合注射とはどう違うのですか。

A2 従来の集合注射は、4月上旬に公園等の屋外会場で接種していたものですが、集合注射に代わるものとして、実施方法の一部（接種会場、期間等）を変更して実施するものです。

なお、狂犬病予防注射のみであれば、料金は3,500円です。

Q3 従来の集合注射との変更点は。

A3 大きな変更点は以下のとおりです。

	集合注射（令和元年度）	定期予防注射（今回）
接種会場	屋外（21カ所）	屋内（17カ所）
接種期間	4月上旬に7日間 接種会場ごとに1時間～2時間半	各動物病院で3か月間*（休診日を除く） ※令和8年4月1日～6月30日
事前予約	不要	一部動物病院では必要

Q4 なぜ実施方法を変えたのですか。

A4 屋外での集合注射は、犬同士のトラブル、逸走、咬傷事故や交通事故等のリスクがあり、以前から衛生面・安全面で課題が指摘されてきました。一方、設備の整った動物病院では、それら安全面でのリスク低減の他、衛生的な環境の確保や接種後のアナフィラキシーショック等への迅速な対応が可能であることから、動物病院で接種する様々な利点があります。

Q5 定期予防注射はどの犬が対象ですか。

A5 豊中市に狂犬病予防法に基づく飼い犬登録のある犬が本事業の対象になります。豊中市に登録がない場合は、以下の手続きをお願いします。なお、マイクロチップが装着されている犬のうち、「犬と猫のマ

マイクロチップ情報登録サイト」に情報登録した場合は、狂犬病予防法の特例制度により飼い犬登録が済んでいますので、対象となります。（飼い犬の登録状況が不明な場合は豊中市保健所までお問い合わせください。）

○飼い犬登録をしていない場合

接種当日に協力動物病院で飼い犬登録手続きをお願いします。愛犬の情報をご記入いただきますので、愛犬のことをよく知っている方が連れてきてください。飼い犬登録手数料は 3,000 円です。

（事前に豊中市保健所で登録手続きをすることもできます。豊中市ホームページから電子申請可。）

マイクロチップが装着されている場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」に情報登録（所有者変更登録を含む）することで、飼い犬登録も完了します。新規で情報登録する場合は、獣医師が発行したマイクロチップ装着証明書が必要です。情報登録には手数料がかかります（オンライン申請 400 円、紙申請 1,400 円）。

「マイクロチップ登録制度について」（豊中市）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/kaiinu_kaineko/microchip.html

○他市町村に登録がある場合

事前に豊中市保健所で転入手続きをお願いします。手続き後協力動物病院で狂犬病予防注射を接種してください。なお、転入手続きをしていない場合、本事業の対象外となりますが、狂犬病予防注射の接種は可能です（注射料金は各動物病院による）。その場合、動物病院で接種証明書（狂犬病予防注射済証）の発行を受け、ご自身で豊中市保健所へ転入手続きと注射済票の交付手続きを行ってください。

○他市町村で飼われている犬の場合

本事業の対象にはなりません。豊中市から転出されている場合は、転出先の市町村で犬の住所変更手続きをしてください。手続き方法等は転出先の市町村にお問い合わせください。協力動物病院で狂犬病予防注射は接種できますので、費用等は各動物病院にお問い合わせください。

Q6 定期予防注射で必ず接種しないといけないのですか。

A6 本事業の協力動物病院以外の動物病院やかかりつけ動物病院でも狂犬病予防注射は接種することができます。費用等は各動物病院にお問い合わせください。

Q7 4～6月以外の月でも協力動物病院に案内はがきを持っていけばこの料金で接種してもらえますか。

A7 本事業の対象期間は4月1日から6月30日までです。それ以外の期間での注射料金や診察料等は各動物病院にお問い合わせください。

協力動物病院関係

Q1 協力動物病院に行く場合、持ち物は何が必要ですか。

A1 案内はがきと料金をお持ちください。その際、事前にはがき内の問診票及び同意書に必要事項のご記入をお願いします。犬の状況に応じて口輪等の安全対策を行い、スムーズな接種にご協力をお願いします。また、犬は緊張すると糞や尿をしてしまうことがあります。糞尿の処理グッズも必ずお持ちください。

Q2 協力動物病院で狂犬病予防注射済票の交付はできますか。

A2 案内はがき等で飼い犬の登録状況を確認できれば、交付できます。

Q3 協力動物病院で狂犬病予防注射を接種すると診察料はかかりますか。

A3 本事業の対象期間に限り、狂犬病予防注射のみの場合は、3,500円（注射料金 2,950円+注射済票交付手数料 550円）で接種可能です。別途診察料はかかりません。

ただし、別途診察を希望した場合や問診票による体調確認で獣医師が診察が必要と判断した場合は、別途費用がかかる場合があります。

内容	料金
既に飼い犬登録をしている方	3,500円 (内訳：狂犬病予防注射料金 2,950円+狂犬病予防注射済票料金 550円)
同時に新規で飼い犬登録をする方	6,500円 (内訳：狂犬病予防注射料金 2,950円+狂犬病予防注射済票料金 550円+飼い犬登録料金 3,000円)

手続き関係

Q1 引越しをしてきたのですが、協力動物病院で狂犬病予防注射を接種することはできますか。

A1 豊中市での飼い犬登録の転入手続きが済んでいれば、接種できます。転入手続きがまだお済みでない場合は、先に転入手続きを済ませてから接種してください。なお、転入手続きをしていない場合、本事業の対象外となりますが、狂犬病予防注射の接種は可能です（注射料金は各動物病院による）。その場合、動物病院で接種証明書（狂犬病予防注射済証）の交付を受け、ご自身で豊中市保健所へ転入手続きと注射済票の交付手続きを行ってください。

Q2 協力動物病院以外の動物病院でも狂犬病予防注射を接種してもらうことはできますか。その際手続きは必要ですか。

A2 協力動物病院以外の動物病院でも狂犬病予防注射を接種することができます。注射料金や診察料等は各動物病院にお問い合わせください。狂犬病予防注射を接種したら、必ず豊中市保健所へ狂犬病予防注射済票の交付手続きをお願いします（電子申請可）。

なお、委託動物病院(※)では、狂犬病予防注射の接種と同時に狂犬病予防注射済票の交付手続きができます。

※委託動物病院

豊中市との委託契約に基づき、鑑札及び注射済票の交付（手数料の徴収を含む）を行うことのできる動物病院のことをいいます。豊中市ホームページに動物病院一覧を掲載しています。

「飼い犬登録と狂犬病予防注射」（豊中市）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/kaiinu_kaineko/inu.html

Q3 案内はがきの記載内容に変更がありますが、どうすればいいですか。

A3 電話で変更手続きができる事項もありますので、豊中市保健所までご連絡ください。市内での住所変更は電子申請が便利です。下記 URL よりお手続きください。

「飼い犬登録と狂犬病予防注射」（豊中市）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/kaiinu_kaineko/inu.html

また、飼い犬登録番号が 15 桁のマイクロチップ番号の場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」より変更手続きをしてください。豊中市保健所への手続きは不要です。

<https://reg.mc.env.go.jp>

案内はがきのこと

Q1 案内はがきを紛失してしまったのですが、協力動物病院で狂犬病予防注射を接種することはできますか。

A1 鑑札等で豊中市に飼い犬登録があることを証明できれば、定期狂犬病予防注射を受けることができます。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」に情報登録されたマイクロチップが装着されている場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」に登録された際の登録完了通知メールや登録証明書を提示してください。飼い犬登録があることを証明できない場合は、動物病院から狂犬病予防注射の接種証明書（狂犬病予防注射済証）の発行を受け、ご自身で豊中市保健所へ飼い犬登録の確認と注射済票交付手続きを行ってください。

Q2 定期予防注射の案内はがきが送られてこないのですが。

A2 以下のようなことが考えられます。登録状況の確認については豊中市保健所までお問い合わせください。

- ・豊中市での飼い犬登録がない場合（転入手続きをしていない場合を含む）
- ・宛所不明などの理由で返送されている場合
- ・はがきの宛先データ抽出を実施した 2 月上旬以降に飼い犬登録や転入手続きを行った場合
- ・「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」に登録したが、生後 91 日齢に満たない場合
→マイクロチップが装着されている場合は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」に情報登録（所有者変更登録を含む）することで、豊中市へ情報が通知され飼い犬登録も完了します。ただし、子犬の場合、狂犬病予防法により生後 91 日齢時点での情報が豊中市へ通知されるため、91 日齢未満の犬の場合は、その時点では通知されず、飼い犬登録もされていないことになります。

Q3 4 月に犬を飼い始めたばかりで案内はがきが届いていないのですが、協力動物病院で狂犬病予防注射を接種することはできますか。

A3 ○飼い犬登録をしている場合

→案内はがきのこと Q1 参照

○飼い犬登録をしていない場合

→本事業について Q5 ○飼い犬登録をしていない場合参照

狂犬病や狂犬病予防注射のこと

Q1 なぜ毎年狂犬病予防注射を打たなければならないのですか。

A1 狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、感染の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では、犬が主な感染源となっています。そのため狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。日本では現在狂犬病の発生はありませんが、海外では多くの国で発生しており、常に狂犬病侵入のリスクにさらされています。愛犬を守るためだけでなく、地域全体の公衆衛生を守るためにも、責任をもって飼い主が年に1回の狂犬病予防注射を受けさせてください。厚生労働省のQ&Aを参照して下さい。

「狂犬病に関するQ&Aについて」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html>

Q2 犬を室内のみで飼っているのですが、狂犬病予防注射を接種しなければなりませんか。

A2 狂犬病予防法により、どのような犬にも、年に1回の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

Q.3 今年の1月に狂犬病予防注射を接種したばかりですが、接種しなければいけませんか。

A.3 狂犬病予防注射は毎年4月から6月までに一回接種することが法律に定められていますので、接種が必要です。ただし、接種の間隔が短くなる場合は、かかりつけの動物病院にご相談ください。

Q4 混合ワクチンを接種したばかりですが、協力動物病院で接種できますか。

A4 混合ワクチン接種から一定の間隔をあける必要がありますので、動物病院にご相談ください。

Q5 問診票の中に「ある」又は「はい」に○をした箇所がありますが、注射は接種できますか。

A5 問診票の中に「ある」又は「はい」が一つでもあると、当日接種できない場合があります。事故防止のためにも、動物病院にご相談ください。

Q6 3頭飼っていますが、一斉に連れて行って接種してもらえますか。

A6 犬が複数いる場合は、協力動物病院でのトラブルを防止するために、大人2人以上で来院するか1頭ずつ連れて行くなどして、犬をしっかりとコントロールできるようにしてください。犬が暴れるなどして他の方の迷惑となる場合は、接種を断られる場合があります。

Q7 その他狂犬病に関するQ&Aについて

A7 狂犬病については厚生労働省のQ&Aを参照して下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html>